

12月3日～9日は 障害者週間 です



■問合せ＝障がい福祉課 ☎(20)3025

12月3日の「国際障害者デー」から12月9日までを障害者基本法で「障害者週間」と定めています。障害者週間は、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、設けられました。

障がい者（児）の手帳は3種類あります

手帳や障がいの種類に応じて、障害者総合支援法における自立支援給付の対象となり、さまざまな支援策が講じられています。

①身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。都道府県知事から指定を受けた医師が作成した診断書・意見書などが必要になります。

②療育手帳

児童相談所または障害者総合相談所において、知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。おおむね18歳までに日常生活に支障が生じるため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある方が対象となります。

③精神障害者保健福祉手帳

一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。何らかの精神障がい（てんかん、発達障がいなどを含む）により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。手帳を受けるためには、その精神障がいによる初診日から6カ月以上経過していることが必要になります。

障害者週間に関連した企画展示を行います

昨年はイオンモール佐野新都市や市内の障がい者サービス提供事業者の協力のもと、パネル展示などを実施しました。

今年もイオンモール佐野新都市において「障害者週間」の企画展示を実施します。事業所ごとに特色のある展示をしています。お近くにお越しの際はお立ち寄りください。



▲昨年の展示の様子

障がい者に関するマークをご存知ですか？

注
目

健康福祉

募集

催し物

お知らせ

講座

施設

相談

①障がい者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

②身体障がい者標識



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。

③聴覚障がい者標識



聴覚障がいであることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する自動車に表示するマークです。

④盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のシンボルマークです。

⑤耳マーク



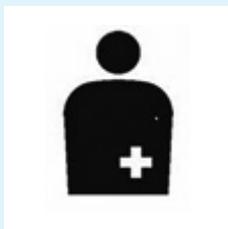
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。

⑥ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。

⑦オストメイトマーク



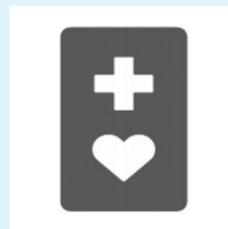
人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。

⑧ハートプラスマーク



心臓や呼吸機能など身体内部に障がいがある人を表しています。外見からは分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。

⑨ヘルプマーク



外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

※⑨ヘルプマークは、障がい福祉課（市役所2階）、田沼・葛生行政センターで配布しています

